

年間保険料の例（令和 4 年度版）

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	令和 4 年度 保険料額	前年度比
80 万円	7 割	15,500 円	100 円減
196 万円	5 割	73,100 円	100 円減
220 万円	2 割	115,000 円	200 円減
240 万円	なし	147,400 円	100 円減

●夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、
妻の年金収入が 80 万円以下の場合

夫の 年金収入	区分	均等割 軽減	令和 4 年度 保険料額	前年度比
80 万円	夫	7 割	15,500 円	100 円減
	妻		15,500 円	
196 万円	夫	5 割	73,100 円	200 円減
	妻		25,900 円	
230 万円	夫	2 割	126,000 円	200 円減
	妻		41,500 円	
275 万円	夫	なし	185,800 円	400 円減
	妻		51,800 円	

窓口負担割合の見直し（令和4年10月～）

令和 4 年度以降、団塊の世代が 75 歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約 4 割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来につないでいくため、令和 4 年 10 月 1 日から、下記の対象者は医療費の窓口負担割合が 1 割から 2 割に変更されます。この見直しに伴う配慮措置として、3 年間、1 カ月の外来医療の負担増加額を 3,000 円まで抑えます。

◆対象者（以下の項目すべてに該当する方）

○住民税課税世帯で、現役並み所得者ではない。

○同一世帯に住民税の課税所得が 28 万円以上の被保険者がいる。

○年金収入 + その他の合計所得金額が ・被保険者が 1 人の世帯の場合 合計 200 万円以上
・被保険者が 2 人以上の世帯の場合 合計 320 万円以上

注：住民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者と、その方の同一世帯にいる被保険者。

令和4年度は被保険者証更新が2回（8月、10月）あります

窓口負担割合の見直しに伴い、すべての被保険者の方を対象に8月と10月の2回、新しい保険証を交付します。（窓口負担割合が変更とならない方も含む）

◆保険証の色について

黄緑色（～7月）→ 黄色（8～9月）→ 橙色（10月～）

安心して医療を受けられる社会を維持するために

後期高齢者医療制度

【問い合わせ】

◆制度に関すること 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

◆保険証・給付に関すること 町住民保健課国保グループ ☎ 73-7508

◆保険料に関すること 町税務課課税グループ ☎ 73-7505



令和 4 年度の保険料額

被保険者の皆さんにお支払いいただく令和 4 年度の保険料率は表 1 のとおりで、今年度は均等割額と賦課限度額が見直されています。

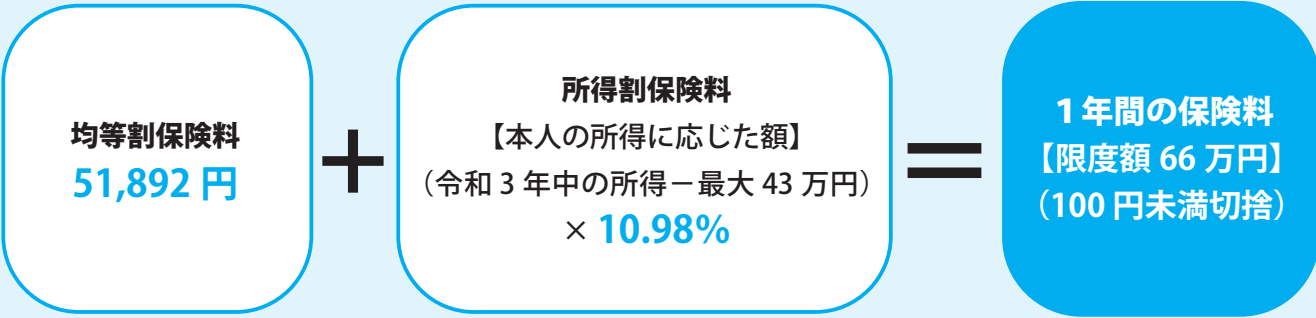
保険料は被保険者ごとに計算されます（表 2）。被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者が所得に応じて負担する「所得割額」の合計額が保険料となります。

後期高齢者医療制度の内容や保険料は、上記問い合わせ先にご連絡ください。

保険料率（表1）

	令和 4 年度	令和 3 年度
均等割額（被保険者が等しく負担）	5万1,892円（年間）	5万2,048円（年間）
所得割額（被保険者の所得に応じて負担）	10.98%	10.98%
賦課限度額（1 年間の保険料上限額）	66 万円	64 万円

令和4年度の保険料計算方法（表2）



※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

※前年の所得金額により、最大 43 万円の控除額が異なる場合があります。

※所得が少ない被保険者の方は、均等割保険料が世帯の所得に応じて 3 段階（7 割・5 割・2 割）の軽減があります。